

秋田市告示第235号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第78条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第78条の11の規定により告示する。

令和8年7月8日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人松寿 会	松寿園指 定訪問介 護事業所	秋田市浜田字 陳ヶ原15番地 5	令和8年6月30日	訪問介護
株式会社 シンワ	デイサー ビス拓稜	秋田市土崎港 南二丁目4番 40号	令和8年6月30日	地域密着型通 所介護